

UNHCR 執行委員会
結論 第 96 号 (LIV) - 2003 年 -
2003 年 10 月 10 日

国際保護の必要がないと認定された者の送還に関する結論

執行委員会は、

難民の国際保護に関する世界協議 (Global Consultations on International Protection) において議論がなされ、その結果として「難民保護への課題」(Agenda for Protection)¹のゴール 2・目的 7 につながったが、国際保護の必要がないと認定された者の送還に関しては、その時宜を得た有益な議論²に謝意を表明し、

国際保護の必要がないと認定された者を効率的かつ迅速に送還することが、国際保護制度全体にとっての、かつ非正規な移住の統制ならびにこのような者を密入国させることおよび人身取引の対象とすることの防止にとっての鍵であることを心に留め、

国際保護の必要がないと認定された者の送還を実効的に行うにあたって世界各地の多くの庇護国が困難を経験しており、そのため個々の庇護制度の整合性が阻害されてきたことを懸念し、

自国の国民を再び受け入れるという国の義務、および、国は国際難民法および国際人権法上の義務を尊重しながら外国人を追放する、という権利を国際法に基づいて有していることを想起し、

また、陸路、海路及び空路による移民の密入国防止に関する 2000 年の国際連合議定書³は、密入国させられた者であって自国民である者または送還の時点で自国に永住する権利を有する者の送還を、不当にまたは合理的限度を超えて遅滞することなく容易にしかつ受け入れるという締約国の義務を定めていることも想起し、

この結論の適用上、「国際保護の必要がないと認定された者」の語は、国際保護を求めた者であって、その請求が公正な手続きにおいて正当に考慮された後、1951 年の難民条約に掲げられた基準に基づいて難民の地位を得る資格を有すると認定されず、かつ国際法上の他の義務または国内法にしたがって国際保護が必要であるとも認定されなかった者をいうと解されることを指摘し、

- (a) すべての者は自国を含むいずれの国からも離れ、かつ自国に戻る権利を有していること、および、国は自国民を再び受け入れる義務 (自国民の帰国を容易にすることも含む) を負っていることを再確認するとともに、国際保護の必要がないと認定された者について、一部の国が、自国民の帰国を、公然と、または迅速な帰国を実質的に妨げ

る法律および慣行を通じて制限し続けていることを、依然として深刻に懸念する。

- (b) 国際保護の必要がないと認定された者が速やかに送還されないことにより、個々の庇護制度の信頼性に深刻な影響が出ることを強調する。
- (c) 国際保護の必要がないと認定された者の送還は、人権および尊厳を全面的に尊重しながら人道的に行われるべきであること、および、有形力は、その行使が必要な場合であっても、必要な限度を超えず、かつ人権法に一致するやり方で行使されるべきであることをあらためて指摘するとともに、子どもに関わるすべての行動において、子どもの最善の利益が第一義的に考慮されなければならないことを強調する。
- (d) 国際保護の必要がないと認定された者が送還のための手配に協力することの重要性を認識する。
- (e) 各国に対し、国際保護の必要がないと認定された者を出身国、他の国籍国またはその者を再び受け入れる義務を負っている国に効率的かつ迅速に送還することに、特に以下の措置をとることによって協力するよう、求める。
 - 帰国する権利があると推定される者の身元の確認、および、当該者の国籍を明らかにする真正な旅行証明書または他の関連の身分証明書がない場合には国籍の決定について、大使館および領事館等も通じて積極的に協力すること。
 - 真正な旅行証明書を保持していないまたは喪失した者への適当な証明書の発給について実質的な解決策を見出すこと。
- (f) 1951年の難民条約および1967年の議定書の締約国に対し、適当であると考えられるときには庇護認定決定の相互承認に関する協定を考慮に入れながら、国際保護の必要がないと認定された者の通過のための便宜を図ることにより、このような者の送還を容易にするよう求める。
- (g) さらに、1944年の国際民間航空条約の第9附属書が、国は、自国の国民の送還を容易にするために旅行証明書を提供するよう要請された時は、旅行証明書を発給するか、または当該者が自国の国民ではないことについて要請国を納得させるかのいずれかの方法により、合理的期間内に、かつ要請が行われてから30日以内に対応するよう要求していることを想起する。
- (h) 無国籍の防止および削減ならびに無国籍者の保護に関する結論第78号(XLVI)を参照するとともに、各国に対し、無国籍の発生を回避するための措置をとり、かつ無国籍者に対する法的地位の付与につながる措置をとるよう、促す。
- (i) 国際保護の必要がないと認定された者の自主的帰還の援助についてIOMが発展させてきた専門的知見を歓迎するとともに、この分野でUNHCRが行っているIOMとの協

力に留意する。

- (j) 状況に応じ、UNHCR が、以下の手段をとることにより、国際保護の必要がないと認定された者の送還に関する各国の努力を補完するよう、勧告する。
- 各国に対し、自国民を再び受け入れる責任に関する原則および無国籍の削減に関する原則の遵守を促進すること。
 - 国際保護の必要がないと認定された者の送還の妥当性について明確な立場を公にすること。
 - 市民権法制の見直しに関する各国との対話を継続すること（特に、市民権法制が、該当者が他国の国籍を取得したことを同時に確保しないまま国籍の放棄を認めており、国籍国への送還を阻止しまたは遅滞させるために用いられる可能性がある場合）。
- (k) 国際保護の必要がないと認定された者を送還させようとする各国の努力について、UNHCR には、特に送還を妨げる障壁が明らかになった場合に、かつ UNHCR の関与が難民に国際保護を提供するその人道的任務と矛盾しないことを条件として、各国の要請に応じて斡旋を基本とする支援を提供する用意があることに留意する。
- (l) 紛争から立ち直りつつある国においては、送還の持続可能性を確保し、かつさらなる強制移動を回避することが重要であることを強調し、かつ、国際保護の必要がないと認定された者の段階的送還がこれに貢献し得ることに留意する一方で、国際保護の必要がないと認定された者が十分な情報に基づいて自主帰還を決心した場合、帰還は速やかに行われるべきであることも認識する。
- (m) 送還率および送還の達成に関わる問題の規模に関する分析を行うに際しての、国際保護の必要がないと認定された者の送還に関する各国のデータの価値に留意する。

¹ A/AC.96/965 Add.1.

² EC/GC/01/15/Rev.1.

³ 第18条(1)。